

# 基本計画策定に向けた今後のスケジュール(案)

資料4

「青少年インターネット環境整備法」は、公布（平成20年6月18日）後、一年を超えない範囲において政令で定める日（平成21年4月1日）から施行。今後、第1回推進会議で関係府省庁局長級からなる幹事会設置等を決定し、幹事会で基本計画素案を作成し、意見募集にかけたのち、第5回検討会及び第2回幹事会を経て第2回推進会議において基本計画を策定。

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
推進会議 (関係閣僚)							▲ 第1回 幹事会設置等		▲ 第2回 基本計画決定
幹事会 (局長級)							▲ 第1回 基本計画素案 パブコメ実施	▲ 第2回 基本計画案 パブコメ結果	
検討会 (有識者)	▲ 10/20 第1回 委員発表等		▲ 12/8 第2回 委員発表等		▲ 2/23 第3回 委員発表等		▲ 4/7 第4回 検討会報告書		▲ 第5回 パブコメ結果 意見交換

基本計画に盛り込む事項案